

出産と医療を通して見た近世後期の胎児・赤子と母の「いのち」

沢山 美果子*

はじめに

人間のいのちは、どこから始まるのか、胎児は人としてのいのちを持った存在かという問題は、現代の論争的課題の一つである。胎児は人間かという問題は、中絶をめぐるフェミニズム運動の中心的テーマとなってきただけでなく、近世後期に始まる性と生殖統制において問題とされた事柄でもあった¹。本論では、近世後期の性と生殖統制の現場をフィールドに、出産と医療に焦点をあて、人々は胎児・赤子と母のいのちをどのように捉えていたのかを探る。なお前近代を対象とする本論では、翻訳語として日本に新しく登場し、一般に生物学的医学的あるいは科学的意味合いを持つ言葉として用いられる「生命」ではなく、古来からある語で、人々の生活レベルでの伝統的な生命観を表現する際に用いられる「いのち」の語を用いることとする²。

妊娠、出産という胎児・赤子が生まれるプロセスや、胎児・赤子と母のいのちが交差する「出産」、そしていのちと深く関わる「医療」に焦点をあてることで、近世後期の胎児・赤子、母のいのちをめぐる問題に、どのように接近できるのか、本論では、その見取り図を描いてみたい。では、胎児・赤子と母のいのちに接近するために、どのような視点が求められるのか、また、そこには、どのような課題があるのか、近年の研究成果の整理から始めることにしよう。

1、胎児・赤子と母の「いのち」への視点

胎児のいのちや胎児を宿す女性の身体観をめぐる代表的な研究に、バーバラ・ドゥーデンの『胎児へのまなざし』(1993)、『女の皮膚の下』(1994)がある。ドゥーデンの研究は、18世紀前半のドイツの医師が残した女性の患者たちに対する診察記録を手がかりに、女性たちの身体観や胎児観を、当事者である女性の感覚の側から、「女性の腹の中での『生命』の生成史を問題」(ドゥーデン[1993]:78)にしようとしたものである。他方、日本では、1990年代前半に登場した出産の社会史研究が、18世紀後半に広がりを見せる賀川流産科学における母体と胎児の分離をめぐる問題を取り上げたのをはじめとして、2000年以降には具体的なフィールドを設定し、近世の女性たちの出産の現場や出産に関わる医療者に焦点をあて、墮胎・間引きの背後にあるとされてきた「七歳までは神のうち」という生命観や出産管理の諸相を問い直す研究が登場している³。

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科客員研究員

また本論が対象とする近世史の分野では、近年、いのちをテーマとする、あるいは、いのちの視座から近世史像を再構築しようとする研究が登場しつつある。その一つが、太田素子の『子宝と子返し』（太田[2007]）である。太田は、近世における女性や子どもの生存可能性の拡大、特に17～18世紀における乳幼児死亡率の一定の改善や、嬰兒殺しは人殺しに他ならないという教諭や子返し防止の施策のなかで「赤子の生命、胎児の生命をどうとらえるかをめぐって、宗教や教学相互の間で、また政策と民衆の生活感覚のあいだで、意識的な模索が始まった時代」として近世中後期を位置づける。また大藤修は、1990年代後半になされた、ジェンダーの視点からの女性身体をめぐる研究動向や堕胎・間引き研究の成果もふまえつつ、出産管理や、堕胎・間引きに対する教諭活動の展開のなかで、「赤子や胎児の生命をめぐる、民衆、ことに女性たちの心性に、どのような葛藤と変化が生じたか」を分析することが課題である（大藤[2003]）とする。両者の指摘は、近世のいのちをめぐる観念は一枚岩ではなく、それゆえ、支配層と人々の間でのいのちをめぐるせめぎあいや当事者である女性自身の葛藤をも含め、重層的にいのちの問題を明らかにする必要があることを示唆するものである。

他方、いのちの視座から近世史像の再構築を試みた研究に、塚本学の『生きることの近世史』（塚本[2001]）、倉地克直の『徳川社会のゆらぎ』（倉地[2008]）がある。塚本は、家のなかで弱者の地位に置かれた女性と子どものいのちの問題について、近世社会の出産は、女性にとり「生命の存続に関わる大事」であったと同時に「小家族の家計にとっても危機」であり、「妊娠段階で堕胎によって中断されるばあいも、出産時に即座に命を奪われる出生児もあった」と指摘する。また塚本は、18世紀後半の賀川流以降の産科医の広がりにみられるように、庶民的出自の産科医によって、民衆たちの求めに応じた産婦と胎児の生命を救うための努力がなされていったことに注目する。塚本の指摘は、近世社会の子どもと母のいのちの問題は、妊娠、出産の場面に典型的に現れること、また産科医の広がりの背後に人々のいのちへの願いをみる点で示唆的である。

また18世紀徳川日本における「治」をめぐるせめぎあいの背後に『『いのち』をめぐる徳川日本人の英々とした努力』を読みとろうとした倉地は、近世における人々のいのちをめぐる選択は「家」との関係でなされ、そのいのちは労働能力と生殖能力という「家」にとっての意味によって価値付けられたとする。また「家」存続のための妊娠・出産の様相は、武士と農民では異なっていたことを指摘する。武士は「遮二無二後継者を得ようとした結果としての頻産」となり、それに対し「夫婦かけむかい」の農民の場合は、妻の妊娠・出産・育児を保障する余裕はなく、「経験知に基づく素朴な家族計画は、矛盾した選択肢の間を右往左往した」のではないかというのである。倉地の指摘は、近世社会固有のいのちの歴史的位相は、人々のいのちを守る砦としての「家」やその存続をめぐる人々の努力、そして妊娠・出産をめぐる矛盾に満ちた選択の過程と深く関わるものとして明らかにされねばならないことを浮き彫りにする。

これらいのちをめぐる近世史研究の検討からは次のような課題が浮かびあがる。一つには、近

世社会における胎児・赤子と母の「いのち」は、「家」と、そこに生きる女性と子どもの置かれた位置や「家」存続への人々の願いと深く関わるものとして分析する必要があること、二つには、支配層と人々、そして、女性自身の内部でのいのちをめぐるせめぎあいや、階層、身分によっても異なっていたであろう人々の出生コントロールをめぐる矛盾に満ちた選択の過程と関わらせて明らかにされねばならないこと、の二点である。しかし、これらの研究は、人々が胎児・赤子をどのように捉えていたかという、人々のいのちに対する観念そのものを検討の俎上にのせているわけではない。言い換えれば、人々が生きた具体的な場をフィールドに、当事者である女性たちの身体経験と関わせる形で、妊娠、出産のプロセスに即して、その胎児・赤子観を明らかにするという、いのちの核心にせまる試みは、いまだ、これからの課題といえる。

本論では、こうした研究状況をふまえ、出産と医療に焦点を絞ることで胎児・赤子と母のいのちの問題にどのように接近できるのか、その見取り図を描いてみたい。本論に入る前にまず、近世社会における支配層によるいのちへの介入は、いつ、どのように始まったのか、そのなかで生じたいのちをめぐるせめぎあいとはどのようなものだったのか、みておくことにしよう。

2、「いのち」への介入と「いのち」をめぐるせめぎあい

近世社会における権力による「いのち」への介入の始まりは、生類憐れみ政策に求めることができる。徳川綱吉が貞享4年(1687)正月に出した生類憐れみ令は、一般には犬愛護令として知られるが、実は権力によるいのちへの介入の始まりを画するものでもあった。生産年齢にある男性を中心とする「ひと」から見ての生類には、乳幼児も含まれていたのである(塚本[1988])。元禄8・9年(1695、1696)以降は、妊娠・出産・養子などの届出制による捨て子防止策が取られ、店借・地借の都市下層民は、妊娠、出産、流産、三歳未満の乳幼児の死亡、養子を遣わす場合には、大家地主に届けねばならないとされた。「生類」である子どものいのちは、その始まりの時点である「子をはらみ候」時点にまでさかのぼり、母親の腹の中にまで入りこんで監視、管理されることとなったのである。

また、綱吉政権期の貞享元年(1684)2月には、親族などの死や血の穢れを祓うための期間を細かく定めた服忌令が布告される。服忌令は、家族関係をはじめとして格式や序列を厳格にするとともに、日常生活習慣にまで道徳を浸透させることを目的としたものとされる(倉地[2008]:38)が、いのちの序列化という点でも注目される。なぜなら、血穢、産穢、死穢を規定する服忌令は、妊娠、出産のプロセスに即して月経、流産、死産による穢をそれぞれ区別し規定する点で、いのちの序列化をも意味していたからである。

近世後期に各藩で取り組まれた出産管理政策は、女の身体を通していのちの管理をはかる点で、また妊娠、出産のプロセスにおけるいのちの序列化をはかる点で、綱吉政権の政策を引きつぐものであった。しかし、いつの時点で「子」と認識し、いつの時点で「はらみ候」と認識するのか、

また、いつ、何をもって流産、あるいは死産とみなすのか、出産管理政策の中で残された史料群からは、いのちの始まりと序列化をめぐる支配層と民衆のせめぎあいの様相が浮かびあがってくる。

本論では出産管理政策がおこなわれた場として、仙台藩の「赤子養育仕法」(文化4年[1807])、仙台藩の支藩である一関藩の「育子仕法」(文化7年[1810])を取り上げる。その意図は、具体的な地域と事例に即していのちの問題を考えてみたいという点にある。ところで、仙台藩、とりわけ一関藩の特徴は、武士、農民それぞれに対する出産管理をめぐる史料が残存している点にある。仙台藩は、赤子養育仕法に先立つ元禄4年(1691)に間引き禁令(赤子押返し禁令)を出しているが、そこでは、「下々町人百姓」だけでなく「諸侍衆」にも「出生之子ヲ押返候者」がいることが問題視されていた(太田編[1997]:51)。

一関藩でも、武士、とくに「凡下」と呼ばれた足輕、扶持取り職人などの下級武士層の堕胎・間引きが問題となっていた。赤子養育の問題が一関藩において重視されるようになったのは宝暦12年(1762)、五代藩主、村隆が、自筆で御用人中、御家老中に申し付けたのが初めとされる。ここでは「世上二而凡下躰杯内に、子の養育を厭ひ出産の節、ひそかに不仁の所行をなす者も、儘有之趣、粗相聞得候」と「凡下躰杯」の下級武士層の堕胎・間引きが問題とされた。さらに七代藩主、宗顕のもとで本格的に始まった育子仕法では、「御家中未々迄風俗」を改めることがめざされた。一関藩の家中の総計は、慶応2年(1866)段階で677人。侍分は、その51.4パーセントにあたる348人、凡下は、48.6パーセントにあたる126人である。しかも侍分の禄高階層は30石未満がその半分の174人と、零細な家臣団構成であった(大島[2003])。

では、出産管理政策のなかで作成された史料群や医者たちの記録を、いのちの視点から読み解くとき、そこには、人々の胎児・赤子、そして母のいのちへのどのような意識が浮かびあがってくるだろうか。が、その問題について考える前に、出産管理の概要と史料群に簡単にふれておく。

仙台藩では、懐妊書上帳に、誰の妻の何度目の懐妊か、何月臨月かなどを記載し、四季ごと(2、5、8、11月)に締め切り、その調べを赤子制道役に差し出すこととされた。また出産の際は、翌日までに申し出させ、「出生之子押返」、「死胎流産」、「半産」、「月不足」、出生後三七夜(生後21日)までに病死した場合は、肝入、赤子制道役、五人組の立会いのもと、死骸などを見分し、医師の証状と死骸改め書、肝入、制道役勤書に大肝入の末書をして、赤子養育方係横目の年三度の廻村の際に差し出させた。これら流産、死産、乳児死亡に関する文書が、総称して「死胎披露書」といわれるものである。

他方、一関藩では、春、秋二回の懐妊婦調査がおこなわれた。ここでおもに取り上げる一関藩領の狐禅寺村は文化7年(1810)段階で、人頭156、総人数800人の村である。そこには、懐妊、出産をめぐる実に様々な史料群(「懐婦調書上」「追懐婦調書上」「懐婦安産調書上」「懐婦死胎書上」、死胎を見分した「医師証状」、「出生申出書上」「病死書上」など⁴⁾)が残されている。これ

らの書類には、何屋敷の誰の女房かが記されるほか、妊娠回数、出産予定月、死産の胎児の性別、死産の原因となった病名、診察を受けた医者の名前、出産月日、赤子の性別、名前など様々な情報が記されている。では武士とは言えば、武士に対しても着帯届から産穢の届、名号届まで、様々な届の提出が義務づけられた。まず求められたのは着帯届である。着帯届の目安は、月経が停止してから5ヵ月(「経閉五ヶ月」)の妊娠5ヵ月に提出することが求められたが、着帯届は臨月届も兼ねていた。

これら支配層と人々がぶつかり合うところに残された、また流産、早産、死産、新生児死亡など、妊娠、出産の一連の過程にそって出された史料群は、胎児・赤子のいのちをめぐる人々の意識を明らかにする重要な手がかりとなる。流産、死産の胎児の見分がなされたことは、人々にとっても医者にとっても、胎外に出た胎児を見分する機会を増やし、胎児の可視性を高めるものでもあった。死胎見分の記録は、胎児・赤子のいのちの判定がどのようになされたかを示す史料としても読むことができる。

では、これらの史料群からは、胎児・赤子のいのちと母のいのちに接近するための、どのような手がかりを得ることが出来るだろうか。

3、流産、死産からみた「いのち」の始まり

近世の人々は、また産む当事者である女性自身は、胎児や赤子のいのちについて、どのように認識していたのだろうか。藩によるいのちの管理の当事者とされた女性たちの、とくに身体をめぐる経験の側から、いのちの始まりをめぐる問題について考えてみることにしよう。その際に手がかりとするのは、死胎をめぐる事例である。妊娠、出産のプロセスで起きる流産、死産は、どのように区別され、またそこには、胎児のいのちに対するどのような認識をみてとることができるだろうか。

福岡藩の出産管理制度について考察した井上隆明(井上[2003])は、福岡藩では、流産、死産の区別が明確であったとして、文化4年(1807)7月に、養育方から出された次のような触を紹介している。

一月払二御書上可被成候、六ヶ月迄八流産、七ヶ月より十ヶ月迄八死胎と御書上可被成候、医師より右之通に御書候二付、間違無御座候様二御招置可被成候(後略)

井上は、この触れから、胎児の異常出産について、妊娠6ヵ月迄は流産、7ヵ月より10ヵ月(臨月)迄は死胎と書き分けるよう指示されていたこと、そこには、妊娠6ヵ月を境として胎児を区別する心性を見ることが出来ると指摘している。

これに対し仙台藩では、「死胎流産」とあるのみで流産と死胎についての取り決めはない。し

かし、仙台藩東山地方に残された「死胎書上」の雛形⁵には、次のような注目すべき記述をみることができる。

東山北小梨村春御改以後懷妊婦死胎書上 何屋敷たれ女房

右女、先月末より病氣二而、当村山伏和光院薬用相受罷在候所、過ル十五日夜流産仕候条、二三ヶ月二も可有御座候哉、未人形二も無之物流産仕候

右之通相違無御座候二付、親類組合組頭見届之上、医師證状相添相達上申候、若又心得違い之所行も後日二相頭候ハ、見届之村役人ハ勿論、親類組合迄何様之曲事二も可被仰付候、以上

親類たれ

雛形は、三つの点で興味深い。一つは、流産は妊娠月数で判断されたこと、二つには「未人形二も無之物流産仕候」と「人形」になっていないことが「流産」の根拠とされている点、三つには在村の山伏という民間の医療者の関わりが記述されている点である。雛形には、当時の一般的な認識が示されているとすると、流産をめぐる上記のような認識、また民間の医療者の関与が一般的だったということだろうか。では、実際に出された死胎披露書では流産と死胎はどのように区別され、表現されているのだろうか。

仙台藩東山地方の文化期から文久元年（1861）まで25件の死胎披露書のうち、「流産」と記されている事例は2件ある。一つは妊娠4ヵ月で「しかと人形にも無御座物、出産」した事例、もう一つは、妊娠2、3ヵ月で「未人形二も無之物流産仕候」という事例である。いずれも「人形」となっていない「物」とある。しかし妊娠5ヵ月以降の場合は「死胎」、妊娠7ヵ月から9ヵ月の場合は「死胎」や「月不足」の語が用いられ、しかも、「小胎」「小子」「小身」「小赤子」など、小さいが、すでに人の形になったものとして「人形」でないものと区別する意識がみられる（沢山[1998]：55）。これらの事例をみる限り、福岡藩ほど明確ではないものの、仙台藩でも「流産」と「死胎」は、妊娠5ヵ月あたりを境に区別されており、人の形となっているかどうか、胎児のいのちを認める重要な根拠とされたようだ。

では一関藩の場合はどうかといえば、一関藩の「死胎書上」の雛形でも「難産之上小産二而男子女子死胎出生」とあるのみで、流産、死胎の区別はなされていない。しかし死胎事例からは、雛形にある「男子女子」という性別の確認が、流産と死胎を区別する重要なポイントであったことが明らかになる。武士の死胎事例は文化9年（1812）から文政13年（1830）までに73件、狐禅寺村の死胎事例は、文化7年（1810）から文政3年（1820）まで45件を数える。これらの死胎事例からは、流産と死胎は、妊娠月数、形、そして性別の区別がつくか否かでなされていることが明らかとなる。

まず武士の場合だが、73件の死胎事例のうち「流産」は13件、「血荒」が3件である。「流産」

を届け出る文書で眼につくのは、「臨月届不首尾」、「着帯届も就無之二」など、臨月届、着帯届が出されていない(文化9年1月12日、八嶋俊平妻、1月19日細川昌左平衛門妻など)という文面である。着帯届提出以前は流産、提出後は死胎という区別がなされていたらしい。興味深いのは、流産の場合は、「四ヶ月ほどにて胎も結び候」(文化11年11月5日、増子達之進妻)といった記載はあるものの、性別は記載されない点である。しかし、死胎の場合は、「胞胎出産」で男女の区別がつかない1件(文化13年5月28日、栗原元徳妻)を除き、すべて性別が記載されている。

さらに、「血荒」と「流産」も区別される。文化8年(1811)正月19日「血荒」と申し出た谷津善吉の妻の場合は、「5月頃臨月」の申し出からすると、「血荒」ではなく「流産之月数」の妊娠6ヵ月にあたるため(「血荒二無之流産之月数」)吟味がなされている。しかし療治係りの医師、佐藤俊蔵から書面で「全ク四ヵ月」との申し出があったため「血荒」に間違いのないとすることで藩の側は了承している。この事例からは、妊娠4ヵ月は「血荒」、妊娠6ヵ月は「流産」という区別がなされていたことがわかる。

ではなぜ、「血荒」と「流産」を区別する必要があったのか。それは、夫の穢れの日数が「血荒」と「流産」では異なってくるからである。「服忌令」の「穢之事」には、「一血荒。夫七日婦十日。一流産 夫五日 婦十日。形骸有是者可為流産、形骸無是者可為血荒」とある。ここからは「血荒」と「流産」の区別は、「形骸」があるか否かの区別でもあったことがわかる。このようにみてくると、血荒、流産と死胎は、着帯届を境に区別され、それは、形と性別をもった胎児の存在を認めるかどうかという胎児観をめぐる区別でもあったといえる。

農民の場合はどうか。狐禅寺村の文化7年(1810)から文政3年(1819)まで45件の死胎事例のうち、流産の事例は3件。妊娠月数は、4ヵ月(文化9年2月22日、丈左衛門女房、文化11年12月25日、伊惣治倅庄太郎女房)、3、4ヵ月(文化9年8月10日、卯左衛門倅三太郎女房)で、「崩血、形体なし」、「男女の分も無御座候」と、形がない、男女の性別がわからないと記載されている。他方、死胎事例の妊娠月数は、妊娠7ヵ月から10ヵ月、しかもすべて男女の性別が記載されている。このように武士同様、農民の死胎事例でも、流産と死胎は、妊娠月数、そして形を備えているか、男女の性別が明確であるか否かによって区別されている。

以上のことから、「血荒」「流産」「小産」と「死胎」の区別は、いつの時点で、またどのような状態を備えたときに、胎児の存在を認めるかという、胎児のいのちへの認識と深く関わっていたことがうかがえる。人の形となっているか、性別が明確であるかが、胎児のいのちを確認する際の重要な基準であったことは、「引導書上」という史料からもみてとれる。

民俗学の知見によれば、流産、死産、出生後7日以内に死んだ子どもは、埋葬せず、屋敷内や家屋の大黒柱の根元に埋めるなど、死者としては一人前に扱われなかったという。しかし、一関藩の「育子仕法」では、「死胎出産」の場合は、寺の引導を受けて葬り、「懐婦死胎書上」に「当村弘西寺引導相受葬仕候」ことを記し、また寺の側からは「引導書上」を差し出すことが求めら

れた。

興味深いことに「懷婦死胎書上」をみると、「流産」で「形体」がない場合は、引導を受けたとの文面は記されず、また男女の性別が明らかでない場合（「男女の分も無御座小産」）も、「引導等も相受不申」と記されている。1814年（文化11）平屋敷、伊惣治倅、庄太郎の女房は、12月20日頃より不快のため、滝口村医師、黒沢元順の療治を受けていたが、24日朝5つ時頃、「男女之分も相見得不申体之小産死胎出産」している。妊娠4ヵ月であった。この場合は、「男女の分も無御座候二付」「弘西寺の引導等も相受不申」と記されている。流産で形がない場合、また男女の別が不明の場合は葬る対象にはならなかったらしい。このこともまた、胎児のいのちは、四肢を備え性別もある段階になってはじめて認められたことを裏付ける。

人の形と性別を備えて始めてその存在が認められるという胎児観は、近世に広く流布した「胎内十月之図」にも見る事が出来る。「胎内十月之図」の流布と定式化は、近世に生じたとされる（中村[1990]）が、「胎内十月之図」では、胎児は妊娠5ヵ月にはじめて「人のかたち」として、その姿を現す。また、着帯の根拠も、「五月めより、胎内にて形をそなゆるものなれば、その前に帯をしたまうべし」と、「形をそなゆる」ことに求められた。また男女の性別に関しては、「五月め」に「男・女、ここにいたりて定まる」とある（山住、中江編[1976]）。ここにあるのも、人の形と性別を備えてはじめて胎児とみなすという胎児観である。

こうした胎児観は、女性自身の身体感覚とも密接なつながりを持っていた。懐胎届など、妊娠の始まりを届ける史料群からは、女性たちにとってのいのちの始まりは、妊娠の自覚という女性たちの身体感覚と密接なつながりを持つものとして意識されていたことが明らかとなる。女性にとっての妊娠とは、自らの身体に自覚されてはじめて現実となるのであり、女性自身が気づかなければ、妊娠とはみなされなかった。「懐胎届」が遅れたり、出さないうちに出産してしまった理由として、妊娠に気づかなかったということが口実として通用するのも、そのためであった。文化8年10月10日の「懷婦書上延引出生仕無念書奉候御事」では、五郎次の女房が懐胎届を出さないうちに出産してしまったのは、もともと「自腹太き女」で、本人はもとより親類組合も気づかなかったためとの申し立てがなされている。また、孫四郎倅松太郎の女房の場合は、初めての懐妊なので気づかなかった（初懷婦二御座候故不心付）と申し立てている。

4. 胎児、乳児の死からみた「いのち」の終わり

では、胎児の死はどのように確認されたのだろう。弘化5年（1848）1月16日4つ時頃に、妊娠9ヵ月で男子を死胎出産した仙台藩領内刈田郡関町の百姓、三蔵の妻の「死胎出産之赤子改書」（太田編[1997]：197-200）でみてみよう。三蔵の妻は28歳、三人目の懐妊であった。五人組合立会いのもとに死産の赤子を見分したのは、農民のなかから取り立てられ制度の実施と教諭にあたった赤子制道役である。「赤子改書」からは、胎児の性別、身長、眼、口、両手、両足の状態、性

器と肛門、胞衣、胎盤、臍の緒、赤子の身体の疵や色など、死胎の赤子の身体が細かく調べられている様子がわかる。性別と成熟の程度を示す性器、あるいは奇形かどうか分かる肛門の状態が調べられているのは、性別や身体の状態によるいのちの選別と忌避がなされたかどうかを見る意味があったものと思われる。

注目したいのは夫、三蔵の言葉である。三蔵は、米を砥ぎに川端に行った際に石に躓き転び、そのときに、「胎内之赤子乳放二相成死胎二而出産」したのだらうと申し立てている。ここには、母親の胎内で乳を吸って大きくなる「胎内之赤子」という胎児観が示されている。赤子が胎内で乳を放したために死産になったという申し立ては、死胎披露書のなかには、しばしばみられる。人々は、母親の腹の中に存在している赤子が、どのようにして母親から栄養分を取っているのか、おそらく生後間もない赤子の姿から、母親の腹の中で乳首を吸っていると考えたのだらう。

人々のこうした胎児観が、「せけん」や「世俗」の社会通念となっていたことは、婦人病に対する民間療法を記した『婦人療治手箱底』(宝永元年[1704])や、産科養生論の一つ、佐々井潜安の『産家養草』(安永4年[1774])でも指摘されている。『婦人療治手箱底』には、「はらの子」が、母親の胎外に下ってしまうことについて「せけんにて、ちづなはなすといふ也」とあり、『産家養草』には、「世俗ハ。胎児。乳くびを。はなすゆえなり。其子。既に。死にたるなどといふ者あり」とある(島野[2007]:70-71)。「胎内十月之図」でも、「七月め」には「乳の甘きを覚え」、「九月め」には「一夜に一升三合の乳をのむ」と、母親の胎内で乳を吸う赤子として胎児はとらえられている。

ところで、死胎事例で注目しておきたいことは、死胎の多くが、妊娠末期におきている点である。武士では72パーセント、農民では87パーセントが、妊娠7~10ヵ月での死産である。時代は下るが嘉永5年(1852)閏2月27日、一関藩の医学校の学頭添役、田野崎三徹は「此節臨産に差掛り或は産後に取り繕候者も御座候由相聞得」(一関市[1977]:609)と述べ、出産前後の墮胎・間引きの多さを指摘している。水戸藩領的那珂郡中岡村の死胎事例(文政4年9月~天保12年5月)13件を分析した高村恵美は、その死胎事例のすべてが妊娠7~10ヵ月であることに注目し「妊娠7、8ヵ月での胎死は自然流産ではなく人為的な墮胎の結果であると考えられる」と結論づけている(高村[2002]:18)。

一関藩では、武士の妻の死胎出産の際には、藩の係り医師による「児胎改」がなされている。しかし、文化14年(1817)5月4日、母体内で死んでからよほど日数がたっているとみえて「面都其外腐爛黒色二相変」じた女子を死産した多巻平三倅一郎妻の場合、文政2年(1819)9月23日に「臍帯悉く首ヲ巻惣身紫色を相顕し」た女子を死産した吉川持輔の妻を除き、明らかに死産だったことを示す胎児の特徴は記されていない。また死胎事例45件のうち男子が14人、女子は31人と女子が男子の倍をしめる。他方、農民の場合は、男子17人、女子17人と同数である。とするなら、武士の死産に何らかの人為的操作のあとをみても、そう間違いではないのではないだろうか。

これら武士の妻の場合には、死胎理由に、女性たちの労働があげられることはない。しかし農民の死胎事例では、死胎理由に女性たちの労働の様子が垣間見える点が興味深い。文化13年(1816)5月28日、妊娠8ヵ月になる佐藤孫右衛門養子善七の女房は、早朝から田植えに従事していたが、昼飯後、腹が痛み、7つ時半に、赤子を雪隠に産み落としている。また文化14年5月1日朝、やはり妊娠8ヵ月になる勘左衛門の女房は、馬の草刈に行き、転んで脛を打ち、熊谷秀益の治療を受けたものの、5月末から両足が痛み、6月3日朝、熊谷秀益を迎えるやいなや女子を死胎出産している。

近世社会の農書、17世紀後半の三河農村をフィールドとした『百姓伝記』には、馬の飼育について、「秣は朝霧のあるうちに刈り取って馬に与えるとよい、日の出のあとでは草の質が悪くなって馬の害になり、肥料にしても効き目が少ない」とあるという(水本[280]:236)。勘左衛門の女房も、早朝から草刈に出かけていたのだろう。そのほか、麻を背負って転んだ、水汲み、井戸で転んだなど、死胎事例からは、女性たちが農業労働の重要な担い手であり、妊娠末期になっても田植えなど様々な農業労働に従事していたことがうかがえる。妊娠末期の死産の多さは、こうした女性たちの農業労働の厳しさが早産を誘発した可能性という点からも考える必要がある。

とはいえ、妊娠末期の死産が、墮胎の結果であったのではという高村の説も、可能性としては充分にあり得る。というのも、農業労働の観点からは、双子や障害のある赤子のみならず、早産児や未熟児も、忌避されるいのちであったからである。大藤修は「家族労働で営む小農経営にあっては、出生当初から奇形が顕著か、あるいは虚弱で、将来労働力として期待できそうにないばかりか、扶養・介護で厄介にもなりかねない赤子を養育することには、忌避の感情が働いたにちがいない」(大藤[2003:23])と述べているが、近世民衆の胎児・赤子のいのちへの態度は一枚岩ではなかった。早産の子どもが間引きの対象となったことは、香月牛山の『小児必要養育草^{しょうにひつようそだてくさ}』(1703年[元禄16])にも記されている。牛山は、「非常の生まれ子の説」という項目を設け、「七箇月八箇月にて生まれ、その形もはなはだ弱く小さくて、育つべきとも見えぬ生まれ子を、月足らずの兒子として殺す類多し」と述べている(山住、中江編[1976])。

早産で生まれた赤子は虚弱で死にやすいという意識は、病死した赤子の事例からも見て取ることができる。表1(巻末)にあげたのは、「懷婦死胎書上」や「病死書上」から抽出した狐禅寺村の文化7年から文政2年までの乳児死亡事例24件である。これらの乳児死亡事例では、死亡の日や死亡原因が記載され、赤子の生存日数や、人々が赤子の死亡原因をどのように捉えていたかを知る事が出来る。これら乳児死亡の記録を詳細に見ていくと、そこには、近世固有のいのちをめぐる意識がみえてくる。

記載された乳児死亡事例はすべて生後1年未満。そのうち生後1ヵ月以内の新生児死亡は13件、1ヵ月から5ヵ月までは9件、6ヵ月以上の後期乳児死亡が1件、月齢不明が1件である。新生児死亡は、遺伝や胎児の間に胎内で受けた損傷など、もっぱら先天的原因によることが多く、後

期の乳児死亡は下痢・腸炎や肺炎・気管支炎などの伝染病によることが多いと考えられている(鬼頭[2002]:94)。では、乳児死亡原因としては、どのようなことがあげられているのだろうか。まず1ヵ月以内の新生児死亡事例13件の死亡原因をみると、そのうちの8件は「乳を吞まず」、4件が「引付」となっている。「乳を吞まず」というのは、乳を吞む力がないと同時に、母体を離れては、その生存がおぼつかない赤子と認識されていたのではないだろうか。

では引付とはいえば、月不足出生のために、既に母親の胎内で「虫」を持って生まれてきたためとされている。文化10年(1813)3月3日に、生後1ヵ月未満で死んだ長太郎倅長松の男の赤子の場合、「全体此子、ハヶ月二而出生仕候故か、兼而虫煩仕、病身二御座候」とされ、文化11年(1814)9月10日に生後5ヵ月で死んだ甚蔵の男の赤子は「きやう風(驚風:ひきつけを起こす病気、脳膜炎の類)之虫持」のためとされる。夜泣き、引き付け、乳を吞まない、乳を吐くなどの症状は、近世社会では、「疳の虫」と呼ばれ、赤子の病気の原因を「虫」に託して理解する考え方があった(三宅康夫他編[2000]14-15)が、ここにも、そうした病観をみることができる。

月不足の赤子は弱いという認識は、武士の死胎事例からもみてとれる。妊娠7、8ヵ月で死胎となった場合は、「七八ヶ月之虚生」(文政元年12月20日、渋谷清左衛門妻)、「満月まで胎を養い兼ね死胎」(文政2年10月22日、菊池良助倅安平衛妻、文政3年4月15日、豊嶋多門妻など)など、母体の中で充分育つことが出来なかったため死胎となったとされる。死胎と出生後死亡、とりわけ生後1ヵ月未満の新生児死亡は、母体のなかでの胎児の育ち、いのちを育む母体と深い関わりを持つものとして捉えられていたといえよう。

しかし、いったん生を受けた赤子は、人々に守られる存在であり、いつ、赤子が生を終えたのか、いのちの終わりは明瞭に意識されていた。「病死書上」には、医者の治療を受けたことや赤子が生を終えた時刻も記録されている。医者診察を受けたのは、その死が墮胎・間引きによるものではないことの証明というだけでなく、赤子のいのちへの人々の関心の高まりを示していると言えよう。文化11年9月29日朝、与惣平衛倅永吉の男の赤子が、朝飯後、医師の診察を受ける間もなく引き付けで病死した。このとき、男たちは、新川の普請に人足に行き留守だったが、女たちが、この子の死を、近所、組合、御普請所へ知らせている。いったん生まれた赤子は、家のみならず、共同体の中で見守られる存在であった。

こうしてみると、近世社会における胎児・赤子のいのちは、妊娠中期における胎児の存在の確認から出生にいたるプロセスのなかで、人々の産むか産まないかをめぐる様々な判断と選択をくりぬけるなかで徐々に認められていくものだったといえよう。いのちの確認のプロセスは、育てる意思の確認のプロセスでもあった。一関藩の育子仕法の意図を述べた「育子之儀」に関する「申渡」(年未詳)には、「卑賤之輩妊娠候得者腹内より死生を定め、此度者育て、此度者育めと家内申合」とあるが、妊娠末期の死胎の多さも、人々の選択がぎりぎりの段階でなされたことの現われかもしれない。また、胎内のいのちを認めるか否かは、育てるか否かをめぐる「家内」

の意思と深く関わっていたといえよう。

こうした人々の胎児・赤子への意識に即して考えるならば、受胎から出生までに妊娠を中断するのが墮胎、出生以後に赤子の生を絶つのが間引きという単線的な線引きも再検討する必要がある。落合恵美子は、「人口学的アプローチでは特に、胎児が生きて母体の外に出る『出生』の時点を決定的な境界とみなす今日の定義を徳川時代にも採用し」てきた⁶が、「『子おろし』を『墮胎・人口妊娠中絶（induced abortion）』、『間引き』を『嬰兒殺し』（infanticide）と了解して議論を進めることの妥当性」を再考すべきであり、「むしろ妊娠後期から生後まもなくまでの行為を『間引き』と一括して考えるのが当時の農民の意味世界に適合的ではないか」（落合[1994]：436 - 437）と述べている。しかし、今までみてきたように、妊娠、出産、出生のプロセスにそって残された史料群からは、人々の胎児、赤子への認識は、「妊娠後期から生後まもなくまで」を「一括」して捉えるようなものではないことが明らかとなる。とするなら胎児、赤子のいのちの中断について「間引き」と「一括」するのが「当時の農民の意味世界に適合的」とする落合の提起もまた再検討されねばならない。

時代は下るが宮城県内の墮胎に関する明治時代以降の新聞記事と産婆の聞き書きを検討した鈴木由利子は、墮胎は「胎児が母体から出るか出ないかの時点で両手で頭と顔を抑えて圧殺」する方法が取られたが、それは「育てないことを前提にした出産」であり、その場合は、「死産である」あるいは「死産とする」ことがあったという。鈴木は、「生まれてはいる」が、「まだ生きていない」と認識可能な領域は、人々の意思を反映することがある程度容易であったと推論している（鈴木[2006]）。鈴木 の指摘は、妊娠末期の死産がどのようなものとしてあったかを考える上で示唆的である。と同時に、胎児・赤子のいのちを認めるか否かは、人々の育てる意思と深く関わるとともに、墮胎と間引きの境界は不分明であったことをも示唆する

5、医療を通してみた胎児・赤子と母の「いのち」

仙台藩、一関藩の出産管理をめぐる史料群からは、出産には実に様々な人々が関わっていたことがみてとれる。出産に関わっていた産婆の名称は、史料に現れる限りでも、「女医師」「凡下洗母」「素人産婆」「老婆」と様々である。また一関城下の「足軽小頭八重柏儀太夫妻」「百人町組足軽嘉十郎母」「一関町御百姓浜吉厄介金助妻」といった具体的な人名からは、足軽や百姓の母や妻が、産婆となっていたことが明らかとなる。他方、村々には「在方誠の素人産婆」や「老婆自技に臍帯続候者」と称されるような、出産に関わるうちに、出産介助の術を身につけた人々が存在していた。

では、医者とはといえば、一関藩の医学校の医師である「御家中御医師」、流産、死産の見分をする「係り御医師」、さらに「当座借家」住まいや「無足」（藩の扶持をもらっていない）の医者、町医から在村医まで、様々な医者がいた（沢山[2005]：61 - 64）。表2に流産・死胎、乳児死亡事

表2 死胎事例に登場する医者たち

武士の死胎事例（一関城下）	農民の死胎事例（狐禅寺村）
相田寿安（藩医、療治係：針灸科） 菊池純良（内科：漢方医） 佐藤俊蔵（藩医、療治係：内科） 白石恭安（内科） 相田秀仙（一関町、町医） 大内龍安（藩医学校講師） 笠原東庵 笠原裳庵（藩医：内科） 佐々木潜安（藩医：内科、漢方医） 建部亮策（藩医、療治係） 千葉如泉 日野玄俊 嶺沢久安 森臨庵	相田寿安 菊池純良 佐藤俊蔵 白石恭安 鶴浦有意（桶津村、在村医） 勝山景澄（門崎村、在村医） 永澤玄裳（菊池純良門人） 松婦綱治（菊池純良門人） 熊谷秀益（華岡青洲門下：内科） 黒沢元順（滝口村、在村医） 内沢三省（佐々木俊蔵門人） 佐々木仙恭

参考：八巻一雄「一関医学小史（下）」『仙台郷土史研究』20 - 4号、1960年
『GENTAKU - 近代医学の扉を開いた人 - 』一関市博物館、2007年

例に登場する医者たちを列挙したが、多くの医者が存在し、しかも、藩医たちが、農民の妻の治療や出産にも関わっていたことが目を惹く。

ところで、これら産婆と医者との関係は、出産の社会史でこれまでいわれてきたような、産婆が医者によって抑圧されていくという単線的な関係ではなく、平常産は産婆が扱うが、難産の場合は医者が、また薬の投与は医者が行うという棲み分けが存在していた。「懐妊死胎書上」からは、懐妊婦たちが、「難産」や病気、腹痛のときに医者の診察を受けたことがうかがえる。藩が危険視したのは、これら医者や産婆のなかでも民衆に近いところに存在する人々であった。彼らは、産むことに関わると同時に、産まないことにも関わる危険な存在として捉えられていたのである。育子仕法に関する仕法書には、「洗母等申合死胎流産者申紛し候儀間々之有之事二相聞得候処」と、産婆たちが墮胎・間引きを流産、死胎と偽るとある。

文化13年（1816）3月15日、仙台藩は、大肝入に対し、水戸藩領からきた「蛭田東翁と申婦人医」が「産科之妙術」を伝授すると称して「子癰其外難産墮胎之術」を仙台藩領内で「指南」して回っているらしいので、この術を伝授された「産婆」などがいれば、その名前を届け出るよう求めている。「蛭田東翁」とは、陸奥国白川郡渡瀬村に生まれた農民であり、独学で産科を学び、奥羽常総地方の産婦たちが死に至るのを救ったため、東国の人々から「東翁」と呼ばれた蛭田克明をさす（緒方[1980]：18）。蛭田東翁をめぐる触れからは、「子癰」という分娩時におこる危険や難産を避ける方法、そして墮胎の術が、人々に求められていたこと、またその背後には、母と子のいのちをたいする人々の願いがあったことがうかがえる。

農民出身の蛭田の墮胎の術は、在地のそれと重なるものであった。蛭田が、寛政ないし文化年

間に著したとされる「墮胎之術」には、その方法が具体的に述べられている。「午膝根」を「宮口」に挿入して「胎」を下す、つまり物理的刺激を与えて早産させるという方法は、在地の産婆たちが行う方法でもあった。仙台藩の藩医、佐々木朴安は、その著『救民単方』（安政5年[1858]）で「愚痴の穩婆さし薬とて午膝牛蒡大根やうの物に麝香を其さきに付て陰門にさし入れハ功アリとて用ひて傷産して死する者多し」（太田編[1997]：126）と、産婆による墮胎を批判している。

蛭田と産婆の墮胎の方法はいずれも手術であったが、それは、彼らが、人々の出産に数多く関わることで、難産や墮胎の術を身につけていったことに起因する。これに対し、藩の医者たちの方法は、「薬用」という服薬を主とするものであった。藩によって推奨された医者と、危険視された医者の違いはまた、産婆とは異なる薬用をする医者と、産婆同様に手術を用いる医者との対立でもあった。

この蛭田流の産科を学んだ医者に一関藩の医者、千葉理安（天明3年～文政3年[1783～1820]）がいる。理安は、磐井郡流峠村に診療所兼医塾「施無医堂」を開き門人たちを育てたが、そこでは、賀川流、中条流のほか、蛭田流産科も伝授している。文化5年（1808）から始まる門人帳には、理安の医術を納め、誓詞を提出した者たちの名が書き上げられている⁷。誓詞には、治療は速やかに行い、患者を差別せず、営利目的の医業は行わない事、仁の道にそむく薬方は一切おこなわないこと、女性の患者に対しては、己を正して他意なく接すること、そして師の恩を忘れないことの七か条があげられている。

なかでも注目したいのは「種々不仁の薬方一切堅く相施申間敷事」という一か条である。一関藩の育子仕法では、「不仁の術」とは、「墮胎之術」と同義で用いられていた。とすると、「不仁の薬方」とは墮胎薬の処方の意味するとみて間違いないだろう。この誓詞は、「墮胎の術を禁ず」の一項を家憲にまで入れ、墮胎を行う医者たちとは一線を画する革新的な存在として自らを位置づけながら賀川流を広めていった（落合[1989]：72）賀川流の誓詞を思い起こさせる。千葉理安は、地域の人々の深い信頼を集めた医者であり、門人、患者は仙台藩、一関藩の広い範囲から集まるとされる（相馬[2002]）。信頼の厚い医者たちは、女性たちの産まない選択への関与を求められることもあったのではないだろうか

女、子どものいのちへの人々の関心の高まりは、一関藩の藩医、三代建部清庵（建部由水・亮作）塾の診察記録からもみてとることができる。建部清庵は一関藩の藩医であるが、その屋敷には、敷地内に隣接して塾舎があり、塾生の教育とともに来診する患者の診療も行った。その診療の様子は、下油田村出身の佐々木寿仙という塾生が、文化8年（1811）春から9年11月頃までの約1年半にわたって記した175人分の記録、「医方随筆」と「聴看記」にみることができる。

その記録の概要、内容の分析、翻刻文を記した大島晃一の貴重な労作「陸奥国一関藩建部清庵塾の診療記」（大島[2001]）によれば、清庵塾には「一関城下を中心として、近郷近在からあま

ねく来診」があり、「目と鼻の先」の仙台藩領からも、「藩境というものは全く関係なく人々は来診して」いたこと、ただし「来診圏」は「自ずから通える範囲にまとまって」おり、「現代流に言えば、日帰り通院圏から患者が押し寄せる、地域の評判医というところ」であったという。

建部清庵は、110石取りの藩医であったが、その患者全体のうち、藩士＝武士層は全体の約11パーセント、農民が全体の約89パーセントと、患者の90パーセント近くが民衆であった。また患者のうち「小児」や「子供」「赤子」「子」と記された子どもたちは、26・3パーセントと全体の3割近くをしめる。また、性別での受診率をみると、不明を除き、男性は53・1パーセント(93例)、女性は37・7パーセント(66例)と、女性と男性の受診率に極端な差はない。

女性たちは、「血塊」、赤白帯下や産後不調、小産などで受診している。文化9年(1812)8月9日には一関城下地主町の伊吉の妻が「血塊下り」、その後胸がつかえて受診している。「血塊」は、武士の妻たちの死胎事例でも死胎の理由として登場する病気である。文政元年(1818)12月20日に妊娠7、8ヵ月で死胎となった渋谷清左衛門の妻の場合は、「血塊中妊娠」したために、臨月まで養育しかね死胎となったとされている。

また「聴看記」には流産の患者の記録が二例ある。次に上げるのが、その記録である。

- 婦人十九歳ニテ、五ツ月ニシテ小産ス。其形長ナスノ如クニシテ、長五寸斗、横三寸斗ト云。
- 川口・久蔵娘、小産、腹痛。五、六日経、白痢ノ気味合アリ。折衝欠如大、柴桂 - 加蜜。

「聴看記」では、既婚の女性は、「妻」や「母」とあるので、「婦人」「娘」とあるこの二つの事例は、未婚の娘だろうか。前者の事例では、妊娠5ヵ月で流産した19歳の「婦人」が、自らが流産したものについて、胎児ではなく、その形は「長ナス」のようなものと「云」ったと記されている点が興味深い。民衆の診察に関わる医者たちは、民衆たちが胎児をどのようなものとして意識しているか、民衆たちの胎児観に接する機会を持っていたといえよう。

また、「聴看記」には、産後の不調で受診した女性の記録も含まれている。文化8年(1811)6月11日に受診した仙台藩領、薄衣村の丈作の妻の記録である。

- 薄衣ノ丈作妻、年二十八・九斗、旧冬十一月産ヲシテ、明ル四月ヨリ六月ニ至テ両足動かズ冷へ、痛小痒寒熱モ常ノ如ク覺ズ。小腹二塊物アリテ、時々其辺股ノ付ケ根ノアタリ迄、もくもくトイタミアルクナリ。桂支加木香一加天蓼菖。(後筆)ウコクコト吾身ノ如クナラズ。数日ヲヘテ両足動スコトシレル。発陳湯加蓼。

丈作の妻は、産後5ヵ月で、両足が動かなくなり痛みや熱が出ている。仙台藩東山地方の上層農民の家には、「妊者之脈例」と名付けられた写本が残されているが、そこには「婦人ノ病未タ

平癒セザルニ労働スルニヨリ・・・中風ノ如クナルヲ治ス」と、「家」の重要な労働力であった女性たちが病も癒えないうちに労働するため中風のようなになる症例も記録されている。丈作の妻の、両足が動かなくなるというのはまさしく、腕・足など身体の一部がマヒして感覚がなくなり、自由が効かなくなる中風の症状である。前年の11月に出産し、4月から6月に両足が動かなくなったというのは、農繁期の激しい農業労働のためだろうか。診察記録からは、家の維持、存続のための重要な労働力であった女性の労働と出産のせめぎあいの様相もまたうかがえる。

女性の労働と妊娠、出産のせめぎあいの中では、人為的な妊娠中断がなされることもあったであろう。また、先に久蔵娘の流産の診察記録をあげたが、未婚の娘の妊娠は忌避されるものであった。仙台藩の赤子制道役、百姓平之助があらわした間引き教諭書『鴟の囀り』（文化11年[1814]）には、「夫なき女、おとし薬を用ひ、命まで失ふものあり、是恥を知らず、始を慎まず、己に懐胎し、其身を亡す薬をも、弁ひなくこれを用ひて、父母に難をかけ、家を危ふし、先祖への不孝を思さる、是そ大なる恥なるへし」とある（高橋[1955]）。

「おとし薬」をめぐるのは、「医方随筆」に注目すべき記述がある。「婦人産前産後、小産落シ薬杯ヲ用タモノニ□虫出生スルコト多。能々心ヲ付、病症ヲミルベシ」というのが、それである。墮胎薬を用いた婦人のなかには、産前産後に□虫が「出生スルコト」が多いので、その症状をよくみるようにとの記述は、墮胎薬を実際に用いる女性がいたこと、また、医者たちは、そうした女性たちを診察する機会があったことを物語る。

子どもに眼を向けてみると、生後間もない赤子や、1歳2ヵ月の赤子の診察記録もみられる。「医方随筆」には「生レカケノ小児、胎毒ニテ胞衣ノ付キタルアト、肛門ノ方タ、レ。麻黄洗ヲ用ユ。洗フ」とある。また「聴患記」の文化8年6月11日の記録には、「赤萩之弥平小児、去年四月生レ、小腹腫レ、手ヲ以テオセバクツリヘト鳴リ、臍フタレアカリタルモ、此レ内ノ虚弱ナル故也。紅花 加黄芩当帰」と、赤萩村の弥平の生後1歳2ヵ月になる乳児が診察を受けた様子が記されている。

これら19世紀初頭の二冊の診察記録からは、女や子どものいのちへの人々の関心の高まりをみることができる。医者たちは、「育子仕法」のなかで、墮胎・間引きを取り締まる立場に置かれると同時に、その診察を通して、胎児・赤子や女のいのちについての人々の意識や、子どもと女の置かれた位置、出生をめぐる人々の選択にもふれるなど、人々と深く関わりつつ医療を行う立場に置かれていた。その意味で、医者たちは、いのちをめぐる、藩と人々のせめぎあいの中間に位置する存在であり、そのいのちへの認識を探ることは、近世社会のいのちの重層性にせまる重要な鍵になるといえよう。

おわりに

本論では、近世後期の出産管理政策の中で残された史料群を手がかりに、母のいのちと深く関

わる胎児・赤子のいのちを、人々はどのように捉えていたのか、出産、医療を手がかりに探ってみた。しかし、ここに示したものは、まだ、胎児・赤子と母のいのちへの接近のとば口、あるいは限られた局面でのいのちをめぐる見取り図とでもいったものである。そこで最後に、近世後期の胎児・赤子と母のいのちへの考察をさらに深めるための今後の課題にふれて終わりとしたい。

一つは、武士と農民では、胎児・赤子のいのち、また、その中断をめぐる、その觀念に差異があったのかどうかを明らかにするという課題である。本論で見た限り、流産と死胎の区別や胎児観について、武士と農民で、さして大きな差異はなさそうに見える。しかしそれは、残された史料群が医者に関わりの中で作成されていることによるのかもしれない。しかし、一関藩の家老、沼田家文書の「育子御用留」などから抽出した着帯届、死胎届、産穢届、名号届などの事例939件をみると、武士の場合、「六男」「六女」など子沢山であることが眼を惹く。それに対し、狐禅寺村の場合、子ども4人以上を持つ家は皆無である。こうした違いがなぜ生まれるのか、そこには「家」の存続といのちをめぐる武士と農民の觀念や選択の違いがあるのだろうか。939件の事例を、一人ひとりに即し、妊娠、出産、出生後のプロセスにそって分析する課題が残されている。管見の限り、武士層に対する出産管理の記録がこれほどまとまって残され、しかも同じ地域で武士と農民の比較が出来るケースは稀有であり、武士層の胎児・赤子のいのちへの認識と農民のそれとの比較は重要な課題である。

二つには、医者たちの妊娠、出産、死胎、乳児死亡への関わりを、残された死胎事例と診察記録をもとに分析し、さらに医者たちの処方や診察は胎児・赤子や母のいのちへのどのような認識を示しているのか、産科書などと重ね合わせて探るという課題が残されている。また、それらを上層農民の家に残された民間療法をめぐる写本などの史料群とつきあわせてみると、そこには、医者たちと民衆たちのどのようないのちをめぐる觀念が見られるのだろうか。胎児・赤子、女性のいのちや病に関する觀念を、医者と民衆の双方から重層的に明らかにする課題が残されている。

三つには、死胎と出生後の乳児死亡、とくに新生児死亡とをつなげて考える課題が残されている。このことは、一つには、近世の人々の胎児・赤子のいのちをめぐる觀念の側から、墮胎・間引きへの意識を問い直すうえで、二つには、胎児・赤子のいのちと母体環境との関係についての人々の認識を探るうえで意味がある。近世の人々にとって、墮胎と間引きの境界は不分明であったとするなら、死胎と新生児死亡、とくに「出生、即刻病死」などと記された出生直後の死亡との関係はどのようなものとしてあったのか。また母親の重労働や頻産からくる母体の衰弱は胎児・赤子のいのちに大きな影響を及ぼしたと考えられるが、人々は、母親の労働や頻産と胎児・赤子のいのちの関係を、どのように捉えていたのだろうか。

以上のような課題を追究するなかで、家、共同体、藩、そして家の維持存続との緊張関係の中に置かれていた胎児・赤子、母のいのちと人々の「家」存続への願いとの関係を、いのちという、より内在的なレベルで明らかにする糸口が開けてくるのではないだろうか。

注

1. 本論の課題は、社会思想史学会第33回大会における、『『人間』概念の変容と生命倫理』のセッション主旨に高草木光一氏が書かれた問題提起に触発されたものである。
2. 先行研究によれば、生命といのちには、次のような違いがある。一つは、西洋の近代言語では、生命もいのちもlife (leben,vie,vita) など、一つの言葉で包括されているが、日本語では「生命」と「いのち」は微妙に使い分けられ、古くからあったのは命という言葉であること(岡野[2004])、二つには、日本では「生命」という言葉は、lifeの翻訳語として登場し近代になって広く用いられた言葉であること(鈴木[1996])、三つには、医学史、文化人類学、民俗学の分野では一般に「生命」は生物学的医学的あるいは科学的意味合いを持つものとして、他方、「いのち」は人間的文化的な関係性のなかで、日本人の宗教的世界や人々の生活レベルでの伝統的な生命観を表現するものとして用いられる(板橋[2007]、岡野[2004]、波平[1996])という用法上の違いがある点である。これら「生命」と「いのち」をめぐる以上のような指摘に学び、近世後期を対象とする本論においては「いのち」の語を用いる。
3. これらの研究史整理については沢山[2005]の序章を参照されたい。
4. 小野寺卓哉氏(一関市)所蔵文書
5. 千厩町史編纂委員会所蔵、佐藤俊雄家文書。文化年間のものとして推定される。
6. 落合は、日本史の通説では「間引き」とは「江戸時代中期以降、全国一般に行われた堕胎と生児圧殺の風習をさす俗言」(北島正元執筆、『日本歴史大辞典』河出書房、1959年)とされており、間引きは「出生後の生児殺しを指す」という人口史の見解よりも、当事者たちの用語法に依拠していたであろう、この日本史の見解をむしろ尊重すべきではと述べている。落合の指摘に学んで、日本歴史の辞典を見てみると、『国史大辞典』(1992年、吉川弘文館)では「江戸時代中期以降、広く行われた堕胎、生児圧殺の風習」とされていたのに対し、『日本歴史大辞典』(2000年、2001年)では、「間引き」は「生まれたばかりの赤子を殺すこと」、「子堕」は「子供の人数を制限するため胎児を人為的に処理すること」と、項目としても分離されるなど、日本史においても現代の観念をあてはめ、出生の時点で堕胎と間引きを区別する定義に変化してきている。

引用・参考文献

- 板橋春夫[2007]『誕生と死の民俗学』吉川弘文館
- 一関市編纂委員会編[1977]『一関市史第3巻 各説』
- 一関市編纂委員会編[1978a]『一関市史第1巻 通史』
- 一関市編纂委員会編[1978b]『一関市史第2巻 各説1』
- 井上隆明[2003]「近世後期の出産をめぐる意識—福岡藩郡方を中心に—」『七隈史学』4号
- 大島晃一[2001]「陸奥国一関藩建部清庵塾の診療記」『一関市博物館研究報告』4号
- 大島晃一[2003]「幕末期における陸奥国一関藩の家中と城下」『一関市博物館研究報告』6号
- 太田素子編[1997]『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房
- 太田素子[2007]『子宝と子返し』藤原書店
- 大藤修[2003]『近世村人のライフサイクル 日本史リブレット39』山川出版社
- 緒方正清[1980]『日本産科学史』(復刻版)科学書院
- 岡野治子[2004]「命のはじまり」『岩波講座 宗教 第七巻 生命』岩波書店
- 落合恵美子[1989]「江戸時代の出産革命—日本版『性の歴史』のために」『近代家族とフェミニズム』勁草書房

- 落合恵美子[1994]「近世における間引きと出産—人間の生産をめぐる体制変動」、脇田晴子他編『ジェンダーの日本史 上』東京大学出版会
- 鬼頭宏[2002]「宗門改帳と懷妊書上帳」、速水融他編『近代移行期の人口と歴史』ミネルヴァ書房
- 倉地克直[2008]『全集 日本の歴史 第11巻 徳川社会のゆらぎ』小学館
- 沢山美果子[1998]『出産と身体近世』勁草書房
- 沢山美果子[2005]『性と生殖の近世』勁草書房
- 沢山美果子[2006]「墮胎・間引きから捨子まで—出生をめぐる生命観の変容」、落合恵美子編『徳川日本のライフコース—歴史人口学との対話—』ミネルヴァ書房
- 島野裕子[2008]「近世産育書における『胎毒』—かにばば・胞衣・乳への配慮を手がかりに—」神戸大学大学院総合人間科学研究科修士論文
- 鈴木貞美[1996]『[生命]で読む日本近代』日本放送出版協会
- 鈴木由利子[2006]「墮胎・間引きと子どもの命」(比較家族史学会監修、太田素子・森謙二編『いのちと家族—生殖技術と家族—』早稲田大学出版部
- 相馬美貴子[2002]「施無畏堂門人帳と誓詞」『いわて未来への遺産 近世・近代をたどる 江戸～明治時代』岩手日報社
- 高橋梵仙[1925]『日本人口史の研究第二』日本学術振興会
- 高村恵美[2002]「水戸藩領における出産と『近代』」『女性史学』12号
- 塚本学[1983]『生類をめぐる政治』平凡社
- 塚本学[2001]『生きることの近世史—人命環境の歴史から』平凡社
- ドゥーデン、バーバラ[1993]『胎児へのまなざし—生命イデオロギーを読み解く—』田村雲供訳、阿吽社
- ドゥーデン、バーバラ[1994]『女の皮膚の下—18世紀のある医師とその患者たち』井上茂子訳、藤原書店
- 中村一基[1990]「『胎内十月図』の思想的展開」『岩手大学教育学部研究年報』第50巻1号
- 波平恵美子[1996]『いのちの文化人類学』新潮社
- 花泉町史編纂委員会編[1984]『花泉町史(通史)』花泉町史刊行会
- 花泉町史編纂委員会編[1988]『花泉町史(資料編)』花泉町史刊行会
- 水本邦彦[2008]『全集 日本の歴史 第10巻 徳川の国家デザイン』小学館
- 三宅康夫・稲垣裕美編[2000]『内藤記念くすり博物館平成12年度企画展図録 女・こども・男のくすり』内藤記念くすり博物館
- 八巻一雄[1960]「一関藩医学小史(下)」『仙台郷土研究』20-4号
- 山住正巳・中江和江編注[1976]『子育ての書』平凡社 東洋文庫

付記

本稿作成にあたっては多くの方々にお世話になった。史料収集については、一関市博物館の大島晃一氏、相馬美貴子さんに、ひとかたならぬお世話になり、小野寺卓哉氏夫妻は、聞き取りに応じてくださり、広く文書の共有を許して下さった。また慶応義塾大学の高草木光一氏には、社会思想史学会第33回大会セッション「『人間』概念の変容と生命倫理」(2008年10月25日)での報告の機会を頂き、参加者の方々から貴重なご意見を頂いた。さらに、本稿の草稿段階で眼を通して下さった倉地克直氏には貴重な助言を頂いた。記して感謝申し上げたい。

なお、本稿は、2007(平成19)～2009(平成21)年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究C一般)「19世紀東北日本の武士・農民家族の性と生殖」(課題番号19510286)の研究成果の一部である。

表1 狐禅寺村乳児死亡事例（文化7年～11年〔1810 - 1814〕）

事例 番号	戸主名	死亡乳児 の名前	性	出生月日	出産予定月 (妊娠月数)	死亡月日	月 齢	原 因
1	万吉	かつ	女子	文化7年3月	?	文化8年1月25日	1歳未満	病死
2	七太郎	七平	男子	文化7年10月	文化7年10月 (臨月)	文化7年12月17日	2ヵ月	病死
3	彦左衛門養子円蔵	いま	女子	文化7年9月	文化7年7月	文化8年1月12日	4ヵ月	病死
4	喜蔵	喜八	男子	文化7年12月10日	文化8年1月 (妊娠9ヵ月)	文化7年12月晦日	21日	病死
5	弥四郎倅儀蔵	万蔵	男子	文化8年1月	文化8年2月 (妊娠9ヵ月)	文化8年1月27日	1ヵ月未満	病死
6	専右衛門倅金太郎	専助	男子	文化8年4月	文化8年7月 (妊娠7ヵ月)	文化9年1月19日	9ヵ月	昨年の冬から風邪を引き、時々指込持病あり。19日に急に指込み病死。
7	源七		男子	文化8年5月27日	文化8年7月 (妊娠7ヵ月)	文化8年5月27日	1日	出生するなり病死
8	留五郎		男子	文化8年11月2日	文化8年11月 (臨月)	文化8年11月12日	10日	病身と見え、乳呑みかね、おとろえる。
9	長太郎倅長松		男子	文化8年11月9日	文化8年11月 (臨月)	文化8年11月27日	18日	引風か、乳も飲まず病死
10	権右衛門	なみ	女子	文化8年11月	文化8年11月 (臨月)	文化9年1月11日	2ヵ月	虫煩持
11	次助		男子	文化9年5月10日	文化9年5月 (臨月)	文化9年9月18日	4ヵ月	虫煩い持病、18日昼4つ時、引付にて病死。療治する間もなく。
12	長十郎		女子	文化9年6月24日	文化9年6月 (臨月)	文化9年7月2日	8日	引付にて病死
13	伊兵衛倅助太郎		女子	文化9年7月20日	文化9年7月 (臨月)	文化9年10月9日	3ヵ月未満	兼ねて病身。9日8つ時頃、急に引付にて病死。療治する間もなく。
14	長太郎倅長松		男子	文化10年2月10日	文化10年4月 (妊娠8ヵ月)	文化10年3月3日	1ヵ月未満	8ヵ月で出生したためか、兼ねて虫煩い、病身。3月3日暁方に急に引付病死。療治する間もなく。
15	伊惣次倅庄太郎		女子	文化10年10月9日	文化10年11月 (妊娠9ヵ月)	文化10年10月13日	4日	腹六ヶ数相見得申すにつき、滝沢村、黒沢元順の治療を受けるが、13日明け方急に引付て病死。
16	長太郎倅長松		女子	文化10年2月10日	文化11年1月 (妊娠9ヵ月)	文化10年3月3日	21日	8ヵ月で出生のためか兼ねて虫煩、病身で3月3日暁方、急に引付にて病死。
17	甚蔵		男子	文化11年4月11日	文化11年7月 (妊娠7ヵ月)	文化11年9月10日	5ヵ月	兼ねて驚風の虫持、ならびにせり咳で、至っておとろえたので、黒沢元順の治療を受けるが、10日夜4つ時頃、急に引付て病死。
18	与惣平衛倅永吉		男子	文化11年6月26日	文化11年7月 (妊娠9ヵ月)	文化11年9月29日	3ヵ月未満	29日朝飯後、急に引付病死。男たちは新川の御ふしん所へ人足に出ていておらず、女たちが近所、組合、御ふしん所へも知らせたものの、医師の治療を受ける間もなく。
19	七之助		男子	文化13年11月21日	?	文化13年12月7日	16日	病身の赤子にて乳を吞まず、12月2日より相田寿安の治療を受け薬用したが病死。
20	斎蔵養弟伝兵衛		女子	文化14年8月3日	?	文化14年8月11日	8日	7日より胎熱があり、乳を吞まず、鵜浦有意の治療を受けるが11日昼7時病死。
21	善九郎		男子	文化14年9月9日	?	文化14年9月23日	14日	月不足で出生のためか至って病身の赤子で、3日計り前より夜泣き乳を吞まず、鵜浦有意の治療を受けるが23日9つ時に病死。
22	喜七郎倅万七		女子	文政2年2月	?	文政2年4月10日	2ヵ月	5日頃より腹へ積、乳を吞まず、鵜浦有意の治療を受けるが17日7時頃病死。
23	平左衛門倅平太郎		女子	文政2年8月29日	?	文政2年8月30日	1日	29日昼8つ時より乳を吞まず、30日昼7つ時、鵜浦有意の治療を受けるが病死。
24	彦市		男子	文政2年9月5日	?	文政2年10月9日	1ヵ月	病身にて2日前から乳を吞まず、鵜浦有意の治療を受けるが9日暁方病死。